

## ネットワークシステム更新及び保守業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 背景・目的

安城市（以下「発注者」という。）では、LAN及びWANを構成する現行のネットワーク機器の更新を保守期限の令和6年12月31日までに実施する。また近年、業務及び市民サービスのデジタル化に伴い、ネットワークの重要性がこれまで以上に高まっている現状がある。

これらの事情を踏まえ、現行のネットワーク機器の入替を含めたネットワークシステム更新業務及びその後のネットワークシステム保守業務に係る公募型プロポーザルを行い、現行ネットワークシステムと同水準以上の利便性、信頼性（冗長性）、セキュリティ対策がなされたネットワークシステムに更新するとともにネットワーク障害、今後のデジタル化に対して迅速かつ的確な対応が行えるネットワークシステム保守体制を目指すものである。

### 2 業務概要

#### (1) ネットワークシステム更新業務

現行のネットワーク機器の入替を含めたネットワークシステム更新（構築）

ア ネットワークシステムの設計（基本設計及び詳細設計）

イ ネットワーク機器（ライセンス、モジュール等含む）の調達

ウ ネットワーク機器設置・設定

エ 現行のネットワーク機器の更新・撤去

オ 現行のネットワーク機器の引き取り

カ 完成図書作成

#### (2) ネットワークシステム保守業務

ネットワークシステム更新後、5年間のネットワーク機器保守対応等

ア ネットワーク機器保守

イ ネットワーク監視

ウ ネットワーク障害対応

エ ネットワーク設定変更対応

オ 運用サポート

#### (3) 業務場所

安城市役所ほか市内一円

#### (4) 履行期間（予定）

ア ネットワークシステム更新業務

契約締結日の翌日から令和6年12月31日まで

イ ネットワークシステム保守業務

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

※年度ごとに別途契約予定

#### (5) ネットワークシステム更新業務限度額

総額金149,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）。)

ネットワークシステム更新業務は2か年に及ぶものであるが、請負代金の支払は、ネットワークシステム機器更新完了後（令和6年12月末予定）の一括払いとする。  
※ネットワークシステム保守業務については、提案金額（見積）の限度額はないものの、本プロポーザル内において提案金額（見積）を評価するものとする（「13 評価基準」参照）。なお、契約は、提案金額（見積）をもとに予算の範囲内で毎年度別途行うものとし、請負代金の支払は、保守業務完了後に支払うこととする。

### 3 スケジュール

本プロポーザル含め予定しているスケジュールは、以下のとおりとする。半導体不足等でネットワーク機器等の納期に時間がかかることを想定したものである。

ただし、都合により変更する場合がある。

(1) 本プロポーザル公告

令和5年3月27日（月）

(2) 仕様書を除く本業務に関する質問受付期限

令和5年4月10日（月）午後5時まで

(3) 参加表明書提出期限

令和5年4月17日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(4) 仕様書交付期間

令和5年4月3日（月）～令和5年4月24日（月）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。

※参加表明書を提出し、参加資格を満たすことが確認できた者にのみ交付

(5) 仕様書に関する質問受付期間

令和5年4月21日（金）～令和5年4月28日（金）午後5時まで

(6) 仕様書に関する質問回答日

令和5年5月12日（金）までに回答

(7) 技術提案書提出期限

令和5年6月9日（金）午後5時まで（郵送の場合は必着）

※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで

(8) 技術提案会（プレゼンテーション）日時等通知

令和5年6月下旬

(9) 技術提案会（プレゼンテーション）

令和5年7月中

(10) 優先交渉権者の選定・結果発表

令和5年7月中

※ホームページ上で発表

(11) 要件定義、仕様書作成

令和5年8月～令和5年9月

(12) 契約締結

令和5年9月中

(13) ネットワークシステム設計

令和5年9月～令和5年11月

(14) ネットワーク機器発注、納品、単体テスト等

令和5年11月～令和6年7月

(15) ネットワーク機器の更新

令和6年8月～令和6年12月

(16) ネットワークシステム保守（令和6年度分）

令和7年1月1日～令和7年3月31日

※本プロポーザル内のネットワークシステム保守の提案金額（見積）をもとに予算の範囲内で別途契約予定

(17) ネットワークシステム保守（令和7年度以降）

令和7年4月1日～令和11年12月31日

※本プロポーザル内のネットワークシステム保守の提案金額（見積）をもとに予算の範囲内で毎年度別途契約予定

#### 4 参加資格

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる要件をすべて満たしている必要がある。

- (1) 安城市競争入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に登録されていること。
- (2) 公告の日から契約締結日までに、安城市から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告日から契約締結日までの期間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 平成25年度から令和4年度までに、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注のネットワークシステム更新、ネットワークシステム保守又はネットワークシステム構築業務を元請として完了した実績を有すること。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (7) 国家資格「ネットワークスペシャリスト」及びシスコ技術者認定資格「CCNP」又は「CCIE」有する技術者が従業員としていること。ただし、技術者1名で両資格を有している必要はない。

#### 5 仕様書を除く本業務に関する質問及び回答

仕様書を除く本業務に関する質問がある場合は、質問書（様式第1）に記載して提出すること。

(1) 質問受付期限

令和5年4月10日（月）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書は、電子メールに質問書（様式第1）を添付して提出することとし、電話等での質問には応じないものとする。

送信先メールアドレス：johosys@city.anjo.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名前を伏せた上で本市webサイト内の本プロポーザル実施要領等が掲載されているページ上で公表する

(4) 回答予定日

随時回答

## 6 参加表明書

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（様式第2）等の提出書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和5年4月17日（月）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2）

イ 仕様書交付依頼書兼誓約書（様式第3）

ウ 保有する技術者の状況（様式任意）

（ア）国家資格「ネットワークスペシャリスト」の有資格者数

（イ）（ア）を除く本業務を遂行する上で有効と考えられる資格及びその有資格者数

エ 同種業務の実績（様式第4）

平成25年度から令和4年度までに、官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注のネットワークシステム更新、ネットワークシステム保守又はネットワークシステム構築業務を元請として完了した実績。可能な限り詳細に記述することとし、実績件数は問わない。

オ 本業務の実施体制（様式任意）

本業務の実施体制が分かる体制図等。ただし、実施体制において「4 参加資格（7）」の有資格者がどのように本業務に携わるのかを明記すること。

カ 「4 参加資格（6）」を満たすことが証明できる認証の写し

キ 「4 参加資格（7）」を満たすことが証明できる技術者1名分の認証の写し。

(3) 提出方法等

提出期限までに安城市企画部経営情報課デジタル推進室（市役所北庁舎4階）まで持参（土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで）または郵送（書留郵便に限る）により提出すること。持参する場合は、持参する旨を事前に電話連絡（0566-71-2207）することとし、郵送する場合も提出期限内の必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

## 7 仕様書交付

参加表明書を提出し、参加資格を満たすと判定された者に対して、仕様書の交付を行う。交付可否の連絡は、参加表明書提出日から1週間以内に発注者から電話連絡を行うこととし、交付を受ける者には、1者につき1部紙媒体で交付する。仕様書の交付日時は、発注者と協議の上、決定することとするが、次の交付場所にて交付を行うため安城市役所に来庁できること。なお、参加資格要件を満たさないと判定された参加者には、その理由を付し、通知する。

### (1) 交付場所

安城市桜町18番23号 安城市役所北庁舎4階デジタル推進室

### (2) 交付日時

交付期間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く令和5年4月3日（月）から令和5年4月24日（月）までとし、発注者と協議の上、決定することとする。

ただし、交付時間は午前9時から午後5時までの間とする。

### (3) 仕様書に関する留意事項

ア 仕様書を適切に管理し、当該内容の提供・開示等を行わないこと。

イ 仕様書は、必要以上の複製を行わないこと。

ウ 仕様書は、本業務に係る最低限の要件であることを理解し、仕様書にはないよりよい提案（ネットワーク可視化、通信速度向上等）、費用低減提案等があれば取り入れるため、積極的な提案を行うこと。ただし、それら提案により、仕様書を満たすことができない場合は、理由等も説明すること。

エ 仕様書を満たすことができない箇所等がある場合、技術提案書内でその理由等を説明し、代替案等提示すれば、必ずしも要件を満たす必要はない。

## 8 仕様書に関する質問及び回答

仕様書交付を受けた者で仕様書に関する質問がある場合は、次の質問受付期間に質問書（様式第1）に記載して提出すること。

### (1) 質問受付期間

令和5年4月21日（金）から令和5年4月28日（金）午後5時まで

### (2) 質問方法

質問書は、電子メールに質問書（様式第1）を添付して提出することとし、電話等での質問には応じないものとする。

送信先メールアドレス：johosys@city.anjo.lg.jp

### (3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者の名前を伏せた上ですべて取りまとめ、仕様書の交付を受けた者に対してのみ、メールで回答する。

### (4) 回答予定日

令和5年5月12日（金）までに回答。

## 9 技術提案書

仕様書の交付を受けた者で技術提案会（「11 技術提案会（プレゼンテーション）」

参照)に参加を希望する者は、技術提案書を作成し、提出すること。

提出期限までに書類提出がなかった場合、参加辞退したものとし、理由を問わず、提出期限の延長は行わないこととする。

技術提案書提出後の辞退は、原則認めないが、やむを得ない事情が生じた場合、発注者と協議の上、決定することとする。

(1) 提出期限

令和5年6月9日(金)午後5時まで(郵送の場合は必着)

提出期限後の書類の再提出、差し替え、追加提出は認めないものとする。ただし、技術提案書の内容を確認するため、発注者が追加資料を求めた場合はこの限りではない。

(2) 提出部数

紙媒体によるカラーコピー刷りを10部用意し、1部ずつA4フラットファイルに閉じて提出すること。

(3) 提出方法等

提出期限までに安城市企画部経営情報課デジタル推進室(市役所北庁舎4階)まで持参(土日祝日を除く平日午前9時から午後5時まで)または郵送(書留郵便に限る)により提出すること。持参する場合は、持参する旨を事前に電話連絡(0566-71-2207)することとし、郵送する場合も提出期限内の必着とし、受付期間内に電話により到着の確認をすること。なお、発注者は郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わない。

(4) 技術提案書に関する発注者からの質問

発注者から技術提案書に関する質問があった場合は、書面(メール)にて回答すること。ただし、質問に伴う技術提案書の差し替えは認めないこととする。

(5) 技術提案書の著作権

採用案の著作権は発注者に帰属し、不採用案は提案者に帰属する。ただし、採用案であっても契約締結前であっても提案者に帰属する。

(6) 技術提案書作成における留意事項

ア 様式は任意でA4判とし、文字サイズは11ポイント以上とする。ただし、図表等についてはこの限りではない。

イ 表紙、目次、別表などの資料を含めて各ページにページ番号を付すこと。

ウ ページ数に上限は設けないこと(任意)とし、可能な限り詳細な記述に努めること。

エ 1提案書とすること。※複数の提案書は受け付けない。

オ ネットワークに関する専門用語の使用は可とするが、業界用語等一般的でないものは避けること。

カ 次の提案項目については、技術提案書内に詳細を記載すること。ただし、記述順番は、説明上不都合があれば変更は可とするが、それぞれの提案項目の内容がどこに記載されているか分かるよう配慮すること。また、提案項目(提案すべき内容含む)にない項目であっても技術提案上必要であれば追加の記載は可とする。

順番	提案項目	提案すべき内容
1	概要	本業務を遂行する際の方針、実施体制等の概要
2	ネットワークシステム更新に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークシステム更新後のネットワークシステムの物理構成（ラック収容方法含む）、論理構成等のネットワーク詳細</li> <li>・調達予定ネットワーク機器のメーカー、スペック等の詳細</li> <li>・ネットワークセキュリティの確保方法</li> <li>・信頼性（冗長性）の確保方法</li> <li>・ネットワークシステム更新計画・方法</li> </ul>
3	ネットワークシステム保守に関する提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワーク監視方法</li> <li>・ネットワーク障害対応方法</li> <li>・ネットワーク設定変更対応内容</li> <li>・運用サポート</li> </ul> <p>※保守業務内で対応可能な範囲で記述すること。</p>
4	提案金額（見積）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットワークシステム更新に係る詳細な経費の見積</li> <li>・5年間（令和7年1月1日から令和11年12月31日まで）のネットワークシステム保守に係る詳細な経費の見積。ただし、年度ごとに係る経費の内訳が分かるようにすること。</li> </ul> <p>※提案金額（見積）は、税抜又は税込みが分かるようにすること。</p>
5	仕様書不適合事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容と仕様書の内容が不一致（不適合）となる事項の有無</li> <li>・有の場合は、その内容及び理由並びに不一致（不適合）を解決するための代替案等</li> </ul>

## 10 提出書類の取扱

- (1) 提出期間終了後は、提出書類に記載された内容の変更を認めない。
- (2) 提出書類の記載内容に疑義があるときは、発注者が確認する場合がある。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、選定に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 参加表明者等から提供された従業員等の個人情報は、本プロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (6) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名及び経歴、見積の詳細な積算内容等、同条例第7条各号に規定する非開示情報を除き、原則としてこれを開示することとなるので、非開示としてほしい情報がある場合は、あらかじめ非公開としてほしい項目及びその理由を書面で提出すること。ただし、当該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示することがある。

## 1 1 技術提案会（プレゼンテーション）

### （1）概要

技術提案書を提出した者は、技術提案会にて技術提案書に基づきプレゼンテーション、質疑応答を行う。

### （2）日時、場所等の詳細

令和5年7月中の開催を予定しており、技術提案会の詳細は、参加者に対して令和5年6月下旬（予定）に別途メールにて通知する。

## 1 2 優先交渉権者の選定・結果通知

### （1）選定方法

安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、選定委員会において技術提案書及び技術提案会の内容を審査し、優先交渉権者を選定する。

### （2）審査方法

ア 選定委員会の各委員が各提案についてそれぞれ審査を行う。

イ 委員ごとに「1 3 評価基準」に基づき、評価し、その合計点が高い順番に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者として選定する。なお、同数の場合は、その参加者の中で第2位を最も多く獲得した参加者を優先交渉権者とする。ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は、各委員の総合計点数がより高い参加者を優先交渉権者とする。優先交渉権者が辞退した場合、または優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次順位の参加者を優先交渉権者を選定する。

ウ 第1位及び第2位の数が同数並びに各選定委員の総合計点数が同点である場合は、「提案金額（見積）」（更新及び保守の合計金額）の低い者を上位とする。ただし、「提案金額（見積）」も同一の場合は、選定委員会の採決により選定する。

エ 各個別の項目において、著しく低い点数がある場合は、優先交渉権者、次点者とはならないものとする。

オ 提案者が1者の場合であっても技術提案会を実施し、獲得した点数の合計が2割に満たない場合又は各項目において著しく低い評価となる場合を除き、当該提案者を優先交渉権者とする。

### （3）選定結果通知

審査結果については、令和5年7月中（予定）に、本市webサイト内の本プロポーザル実施要領等が掲載されているページ上で公表する。ただし、各評価項目の評価値を算出するための計算式は公開しないものとし、結果に対する異議は受け付けない。

## 1 3 評価基準

優先交渉権者の選定に際しては、次の「ネットワークシステム更新及び保守業務に係る公募型プロポーザル 評価基準」に基づいて審査を実施する。



ネットワークシステム更新及び保守業務に係る公募型プロポーザル 評価基準

区分		評価項目	評価の視点・指標	配点	
実績点 (5%)	参加者の実績等	保有する技術者の状況及び実施体制	・本業務を遂行する上で十分な専門的知識を持つ技術者をどの程度有しているか。 ・本業務を実施する体制はどの程度期待できそうなものか。	5点	
		同種又は類似業務の実績	同種又は類似する業務の実績があり、それら実績が本業務遂行に期待できるものか。	5点	
技術点 (75%)	ネットワークシステム更新に関する評価	ネットワークシステム詳細	・現行のネットワークシステムと同水準となる提案かどうか。 ・実現性のある提案内容か。 ・仕様書にはないよりよい提案（ネットワーク可視化、通信速度向上等）がされているかどうか。	25点	
		ネットワークセキュリティ	・有線ネットワークのセキュリティを確保できる提案であるか。また、その水準はどの程度か。 ・無線ネットワークのセキュリティを確保できる提案であるか。また、その水準はどの程度か。 ・ネットワークセキュリティを確保する運用方法（PCへの証明書設定作業等）が現実的な提案であるか。	15点	
		ネットワーク信頼性（冗長性）	・信頼性（冗長性）を確保できる提案であるか。また、その水準はどの程度か。 ・発注者で応急対応等が必要な場合、現実的な提案か。	15点	
		ネットワークシステム更新計画及び方法	・更新に伴うネットワーク停止時間は、どの程度であるか。またそれは最低限と考えられるものか。 ・現行のネットワーク機器との並行稼働が考慮されているか。 ・更新計画及び方法が現実的な提案であるかどうか。	30点	
		ネットワーク監視	・ネットワーク障害を検知した場合、発注者及び受注者双方で検知できる提案であるか。 ・様々なパターンを想定してネットワーク障害を検知できる仕組みになっている提案か。	15点	
	ネットワークシステム保守に関する評価	ネットワーク障害対応	・市民サービス及び通常業務への影響を考慮した障害対応方法等が提案されているか。 ・障害発生時の対応としてどの程度期待できるものか。	15点	
		ネットワーク設定変更対応	・保守業務の範囲内でどこまでネットワーク設定変更に対応してもらえるか。また、その回数はどの程度か。 ・ネットワーク停止作業に伴う設定変更作業は時間外で対応可能かどうか。	30点	
		運用サポート	運用サポートはどの程度期待できるものか。	5点	
	価格点 (20%)	提案金額（見積）	ネットワークシステム更新に係る金額	最低見積金額／当該参加者の見積価格×20点で計算 ※小数点以下は切り捨て	20点
			ネットワークシステム保守に係る金額	最低見積金額／当該参加者の見積価格×20点で計算 ※5年間（令和7年1月1日から令和11年12月31日まで）の保守金額の合計で評価（計算） ※小数点以下は切り捨て	20点
合計				200点	

14 失格の条件

以下の条件に該当する場合、失格になる場合があるので留意すること。

(1) 提出書類に不備、不足があった場合

- (2) 提出書類の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽が記載されている場合
- (4) 技術提案書及び工程表作成のための仕様書等に示された要件に適合しない場合  
※仕様書を満たすことでできない箇所等がある場合、技術提案書内でその理由等を説明し、代替案等提示すれば、必ずしも要件を満たす必要はない。
- (5) 技術提案書及び工程表に虚偽の記載があった場合
- (6) 審査の公平性を害する行為を行った場合
- (7) 技術提案にあたり著しく信義に反する行為が認められる場合
- (8) ネットワークシステム更新業務の提案金額（見積）が限度額を上回った場合

#### 1 5 ネットワークシステム更新業務委託契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した優先交渉権者（受注者）と発注者が協議し、ネットワークシステム更新業務について、委託契約に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。この仕様書の内容は提案された内容を基本とするが、優先交渉権者と発注者との協議により最終的に決定する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額はネットワークシステム更新業務限度額を超えないものとする。
- (3) 優先交渉権者と発注者との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、審査結果において次順位の優秀提案者と協議を行うこととする。

#### 1 6 その他

- (1) 本プロポーザル実施についての説明会は行わないものとする。
- (2) 技術提案書作成費用等、今回の応募に係る一切の費用は参加者負担とする。
- (3) 本プロポーザルに係る発注者からの参加報酬はないものとする。
- (4) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (5) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

#### 1 7 事務局

安城市企画部経営情報課デジタル推進室デジタル推進係  
安城市桜町18番23号 安城市役所北庁舎4階デジタル推進室  
電 話 0566-71-2207（ダイヤルイン）  
E-mail johosys@city.anjo.lg.jp